

新型コロナウイルス対応支援助成 実行団体 公募要領

助成申請額の計算方法については、別途定めております
「積算の手引き」をご参照ください。



2022年1月25日

公益財団法人佐賀未来創造基金
佐賀災害支援プラットフォーム

目次

1.	趣旨	1
2.	助成方針等	1
3.	申請資格要件	3
4.	スケジュール	4
5.	申請の手続き	4
6.	経費について.....	5
7.	選定について.....	5
8.	事業実施について.....	6
9.	実行団体に対する監督について	7
10.	外部監査の実施	8
11.	助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限	8
12.	選定の取消し等.....	8
13.	助成金の返還	9
14.	問い合わせ先	9

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、新たな生活上の困難を抱える人々が増え、行政が対応困難な社会的課題が増えている一方で、こうした社会的課題解決に取り組む団体においては対面サービスやボランティアの確保や財源確保が困難になるなどの課題に直面しています。行政では対応困難な社会的課題の解決に向けた民間公益活動の停滞は、その対象者の生活や困難な状況に直面している地域社会のみならず、民間公益活動を担う団体の事業継続に大きな影響を与えています。

新型コロナウイルス感染拡大により深刻化する課題に対して、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）が、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号以下「法」という。）」に基づく指定活用団体として、民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体の公募を実施した結果、公益財団法人佐賀未来創造基金（以下、資金分配団体）が採択されました。実行団体の公募については、以下の要項に沿って実施します。

※休眠預金等活用法などの詳細については、内閣府のWebサイト

https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.htmlをご覧ください。

2. 助成方針等

(1) 助成対象事業

本助成が対象とする事業は、社会課題の解決をめざす実行団体が実施する事業であり、以下JANPIAが提示する7つの「優先的に解決すべき社会の諸課題」のうち、「地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動」の解決を目指す事業です。

3つの領域と優先すべき社会の諸課題

1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- ① 働くことが困難な人への支援
- ② 社会的孤立や差別の解消に向けた支援

3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ① 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- ② 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

上記 1)～3)の3つの領域での「優先的に解決すべき社会の諸課題」に関し、新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえ、早急に、あるいは、優先して取り組むべき課題について、その解決策、事業目標に関する提案が可能です。

※事業計画書、解決すべき社会的課題、課題解決のため実施する事業、事業実施によりめざす成果が定められていることが必要です。

※実行団体が行う貸付けや出資は対象にはなりません。

本公募の趣旨

佐賀県「令和3年8月豪雨」での自然災害の被災者支援、特に2年前から同じ地区で連続して被災している被災者支援に関して、コロナ禍による支援人員不足とそれによる支援の遅延、体制構築不足の課題に関して、県内の支援団体等を複数の分野から支援することにより、今後も発生する可能性のある災害までの支援の実施と、体制整備支援を目指します。

参考：助成対象事業の例(イメージ)

①-1 コロナ感染対策をした被災者支援拠点の復旧・整備支援による早期再開と拡充

被害が大きい武雄市・大町町等、災害支援団体自らが被災をし、拠点復旧が進まず、またコロナ感染に配慮した拠点が構築できず外部受入れも困難となり、結果、被災者への支援が遅延している。そこで、コロナ感染対策に対応した建物や車両、設備などの復旧や、高台等災害対応した場所への移転などを資金面で支援をし、停滞している復旧活動を再開し、その後も持続した体制になるよう整える。なお、本事業が1年事業という点を考慮した上で、特に建物・車両の購入・賃貸についてはその必要性や将来の維持管理コストを含め十分検討のうえ合理的判断に基づき調達方針を決定する。

①-2 災害支援をしていない、平時はこどもや障害者などを支援している団体へのノウハウ提供・拠点整備による支援の拡充実施

被災地における支援団体の拡充のため、災害支援をしていない、平時はこどもや障害者などいわゆる災害時には、災害弱者(スペシャルニーズ)と言われる住民を支援している団体も被災をしているため、建物や車両、設備などの復旧を資金面で支援をし、同時に災害対応ノウハウや機材を提供することで、継続した災害支援体制を構築する。

②感染症対策を行なった上での、在宅避難者や地域地場産業のニーズ把握や様々な支援の実施と、建物等への経済的支援

多くの被災地で在宅避難者が広範に発生しており、行政や社会福祉協議会のリソースでは不足する状況から、必要な被災者への訪問、見守り、ニーズ把握や精神的ケアが不足し、遅延している。過去の大規模災害では行政予算により専門性のあるNPOやソーシャルワーカー・医療従事者等による訪問調査と支援などが実施された例があるが、本災害では災害規模の判定基準等により実施が十分になされない見通しである。(現在は有志のボランティアで実施されている地域があるが人員と専門性が不足している)そこで、専門性あるNPO等がこれらを解決するために医療従事者等専門性のある人員を雇用し、訪問調査と支援が実施できるように、またコロナ感染拡大への配慮もできるような活動費を支援をすることで、被災者の孤立防止と心理的なケアを各地域で早期に実現する。同時に、伝統工芸や一次産業など地域の核となる地場産業が、経済的・精神的被害が大きく、行政予算だけでは、廃業の可能性が高い現状は、復興への大きな妨げとなっている。これら企業への資金的・非資金的支援を実施し、地域の復興支援を実施する。

③コロナ禍を踏まえた物資・資金・情報等の県内におけるロジスティクス体制の拡充(中間支援機能がある団体への支援)

県内全域の被災地情報について、災害時の中間支援組織である佐賀災害支援プラットフォーム(SPF)が把握をしているが、県全域を網羅した情報収集は難しく、物資などを届けるロジスティクスも十分に構築されていない。東西南北ブロックごとに情報収集をする拠点があれば、物資配布のハブにもなり、様々な支援を迅速に届ける体制(ロジスティクス)が構築できる。同じく、資金提供に関してもブロックごとに地域のニーズを把握をし、適切な団体にスムーズに配布することが可能である。そのため、各ブロックに存在しているNPO(中間支援機能がある団体)に対して、災害支援ロジスティクスの拠点となる場所の整備費・活動費を助成し、ノウハウを提供することで、県内全体の体制構築を図る。なお、本事業が1年事業という点を考慮し、今回被災した方の支援を優先した取り組みとする。

(2) 助成額・助成期間・対象地域

- ① 本助成による実行団体への助成総額は、総額 2.5 億円を目途とします。また、1実行団体あたりの助成額は、500 万円～1億円とします。

- ② 助成期間(実行団体の事業実施期間)は、1年間を超えないものとします。
ただし、実行団体の事業終了の最終期限は2023年2月28日とします。
- ③ 対象となる活動地域は、佐賀県です。

(注)助成期間1年以内は可。但し、1年未満で設定する場合、短期間で事業を立ち上げてアウトプットを創出することを考えると、より丁寧な事業設計が必要です。

(3) 留意事項

- ① 個人や事業者等に対する現金の給付及び、現物給付のみを目的とするものや投融資を内容とする事業は、助成対象となりません。
- ② 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。

3. 申請資格要件

(1) 実行団体として申請できる資格要件は以下の通りです。

- 民間公益活動を行う団体
※法人格の有無や法人の種類は問いません。制度趣旨を踏まえ、独立行政法人は、選定の対象となりません。
- 事業を適確かつ公正に実施できるようJANPIAが規定するガバナンス・コンプライアンス体制を備えていることが必要です。(申請時にガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書を提出していただきます。)
なお、採択された実行団体は、助成実績の経験値、専門性を有するメンバーの在籍の有無及び団体の法的なステータスなどを考慮して、助成期間中に各団体に応じたガバナンス・コンプライアンス体制を整備していただきます。
- 原則、過去に申請にかかる活動の実績があり、実行団体として適切に業務を遂行できる団体であることを求めます。後述のコンソーシアムの場合には、参画する団体のうち少なくとも1団体に申請内容に関する活動の実績があることを求めます。
- 2019年度(通常枠)、2020年度新型コロナウイルス緊急支援助成、2020年度(通常枠)採択の実行団体も申請可能です。
- 今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は、別事業であることが必要です。(採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請をすることはできません。(以下⑧を参照ください))
- 今回申請する事業と、既に休眠預金事業として採択されている事業とは別事業であることが必要です。但し、2020年度新型コロナウイルス緊急支援助成で採択された事業の場合は、同一事業の申請は可能です。この場合、2020年度新型コロナ緊急支援助成事業の実施状況を説明した資料の添付が必要です。
- 別事業といえるためには、事業内容が異なることが必要です。但し、事業内容が同一の場合でも、明確に受益者または対象地域が異なる場合には別事業とみなします。

上記に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成の対象となりません。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- ③ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第22号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- ⑤ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

- ⑥ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- ⑦ 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- ⑧ 同一の事業で同時期に複数の資金分配団体に申請している団体
- ⑨ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - ・法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- ⑩ 団体としてのガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- ⑪ 独立行政法人

(2) 申請事業の運営上の意思決定及び実施を2団体以上で行う場合には、共同事業体(以下「コンソーシアム」という)での申請を行うことができます。詳細は別添1をご確認ください。

申請資格要件についてご不明な点がございましたら、資金分配団体へご相談ください。(連絡先は14.問合せ先参照)

4. スケジュール

1. 公募期間	2022年1月25日(火)以降随時申請を受付(最長2022年9月30日まで)
2. 審査会議による審査(※2)、理事会での決定	毎月1回程度予定(初回は2月中旬)
3. 実行団体決定の公表 選定された実行団体の名称、事業名、事業概要を公表(※3)	採択決定後1週間後目途
4. 助成金支払い 資金提供契約書の締結(実行団体と資金分配団体)	採択結果公表後、準備が整い次第実施(速やかに対応)

※1: 審査期間中に事務局は、申請団体との面談・聴取を実施します。

※2: 同時期に事務手続きのオリエンテーションを予定しております。

5. 申請の手続き

(1) 公募期間

2022年1月25日(火)以降随時申請受付(最長2022年9月30日まで)

(2) 申請方法

上記公募期間中に必要書類をそろえ、電子メールにより申請ください。

(3) 申請に必要な書類

申請にあたっては、助成申請書、団体情報、事業計画書、資金計画書、規程類確認書、役員名簿、申請書類チェックリストに関しては、様式を資金分配団体Webサイトからダウンロードしてください。また、定款、貸借対照表、損益計算書に関しても書類をご準備ください。

● (様式1) 助成申請書

※ 別紙1. 欠格事由に関する誓約書、別紙2. 業務に関する確認書、別紙3. 情報公開同意書、別紙4.

申請に関する誓約書を含みます。

- (様式2) 団体情報
- (様式3) 事業計画書

※申請事業記載と同時に以下についても考え方を記載ください。

- ① **災害時の行政政策(補助金・助成金など)の課題と見直し案**
- ② **災害時の支援を拡充するため地場企業への支援要望・連携希望**

- (様式4) 資金計画書

※休眠預金事業を実施するための事務(会計・規定・書類など)についてノウハウがある企業を活用した体制を考慮した計画を推奨します(月数万円程度の委託契約)。団体独自の職員で、これら事務を実施する予定でしたら、計画書内でその体制についてご説明ください。

- (様式5) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書
- (様式6) 役員名簿
※ 必ず指定のエクセル様式を使用してください。ファイルにはパスワードをかけ、パスワードは、ファイルとは別に送ってください。
- (様式7) 申請書類チェックリスト
- 定款(必要に応じてその他事業報告書等の提出をお願いする場合があります。)
- 前年度の貸借対照表
- 前年度の損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)

6. 経費について

- (1) 管理的経費の助成額に対する比率は、助成額の20%を上限とします。
- (2) 人件費を計上する場合は、人件費水準の公開が必要です。
- (3) 現在の経済環境や実行団体における事業実施期間が短期間であることを踏まえて、自己資金の確保は必要としません。
- (4) 助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。また、事業開始以後6か月分を対象に行い、6か月ごとの進捗状況の報告を確認した上で6か月ごとに支払うことを原則とします。事業終了後に精算手続きを行い、助成額を確定させます。概算払いで支払った金額よりも確定助成額が少ない場合は、その差額を返還していただきます。
- (5) 助成金の積算、精算については別途「積算の手引き」、「精算の手引き」にて詳細を定めます。
なお、経費に関する考え方や手続き全般については、資金提供契約書にて取り扱いを明記します。

7. 選定について

(1) 選定方法

選定のための審査は、審査会議が行い、推薦団体を整理して、その結果を理事会に報告し、理事会は当該報告を受けて選定します。

(2) 選定基準

資金分配団体は、以下の選定基準に基づき選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われており、事業対象グループ、事業設計、事業計画(課題の設定、目的、事業内容)が解決したい課題に対して妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か

継続性	助成終了後の計画(支援期間、出口戦略や工程等)が具体的かつ現実的か
先駆性(革新性)	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながる事が期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

選考にあたっては、特に以下事項に配慮します。

① 1)申請事業の妥当性、2)実行可能性、3)ガバナンス・コンプライアンス体制の整備の3点を重視し、団体の社会的信用や直近の財務状況等、実績等も考慮したうえで、選定後速やかに適切な事業実施が可能と判断される団体を優先的に採択するものとします。

②申請事業の審査にあたって、新たな支援のニーズ、支援のニーズの変化に対応した、チャレンジングな事業内容を優先的に採択し、感染症拡大といった未曾有の事態に対する課題解決のより多くの事例創出を目指します。

(3)その他の留意事項

- ① 申請書類の作成等選定に要する費用、及び選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ② 審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度にかかる法令や政府の運用方針の変更等による損害については、資金分配団体及び JANPIA が責任を負うものではありません。

8. 事業実施について

(1)資金提供契約の締結と事業の実施

実行団体選定後の各団体における事業開始までの必要な手続き全般については以下について留意するものとし、資金提供契約書にて取り扱いを明記します。

- ① 実行団体及び資金分配団体の間で締結する資金提供契約において、本事業固有の条件につき明記します。
- ② 本コロナ支援枠に関する休眠預金からの助成金については、既に休眠預金等を活用した事業を実施している実行団体の場合、当該事業と本事業は分けて資金の管理等を行います(区分経理)。
- ③ 実行団体は、事業の実施状況、事業で目指す成果の達成状況について報告します。資金分配団体は必要に応じ適宜報告を求めることがあります。
- ④ 実行団体と資金分配団体との間の契約期間は最長1年間とします。ただし、実行団体との契約締結が遅れた場合でも、実行団体との契約終了は2023年2月28日を最終期限とします。

(2) 事業の進捗管理

- ① 実行団体は、資金提供契約に基づき、事業の中間地点で、民間公益活動の進捗状況の報告を所定の様式により行っていただきます。
- ② 原則月1回以上、対面形式(Web会議を含む)による進捗状況についての協議を行います。
- ③ 実行団体は原則、事前評価と事後評価を実施します。※評価の詳細については、資料「新型コロナウイルス対応緊急支援助成 評価の実施について」をご確認ください。
https://www.janpia.or.jp/koubo/2021/download/corona/koubo_corona_summary01.pdf
- ④ 資金分配団体は実行団体の事業の進捗状況及び成果を踏まえ、実行団体 に対し協力、支援、助言等を行います。
- ⑤ 資金分配団体やJANPIAは事業の進捗状況や評価結果、休眠預金等交付金の使用状況等を公開します。

(3) シンボルマークの表示

事業実施に当たっては、休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークを表示してください。具体的な利用方法についてはJANPIAが別途定める「シンボルマーク利用手引き」を必ずご参照ください。

〈シンボルマーク〉 <https://www.janpia.or.jp/kyumin/symbol.html>

〈規程・手引き等〉 <https://www.janpia.or.jp/dantai/symbol/>

(4) 事業完了報告・監査

- ① 実行団体は、助成事業終了日から2週間以内を目安に資金分配団体に事業完了報告書を提出いただきます。
- ② 資金分配団体は、事業の適正を期するため、及び事業の評価を行うため、資金提供契約に基づき助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年(ただし、**本事業の実施により取得し、又は効用のため増加した財産(以下「本財産」という。)**が不動産の場合は10年)を経過するまでの間は、報告の聴取、立入検査または監査を行うことがあります。この検査等にJANPIAが立ち会う場合があります。
- ③ 同期間内においては、会計帳簿その他本事業に関する書類データは保管してください。
- ④ 上記①及び②に関して、必要に応じ外部の専門家による第三者監査を行います。

9. 実行団体に対する監督について

実行団体に対する監督については以下について留意するものとし、資金提供契約書にて取り扱いを明記します。

(1) 監督

休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に執行されるよう監督するため不正による返還を含む必要な事項について、選定された実行団体との間で締結する資金提供契約に定めます。不正が生じた場合には、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表を行うこととされています。また、資金分配団体またはJANPIAが不正行為等をWebサイト上で広く一般に公表すること及び当該不正行為等の関係者について刑事告発等の必要な策を講じることがあります。

(2) 情報公開の徹底

本事業に関する情報公開については、以下の通りとします。

【公募に関する情報公開】

- ① 資金分配団体は、公募終了時に実行団体の公募に申請した団体の情報(団体名・所在地・事業名・事業概要)を、資金分配団体の Web サイト上で公表します。
- ② 資金分配団体は、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、選定された各実行団体に対する助成の総額及び内訳並びにその算定根拠を、資金分配団体の Web サイト上で広く一般に公表します。但し、公表にあたっては、当該実行団体の正当な権利又は利益を損わないように配慮します。
- ③ JANPIA では JANPIA の Web サイト上に資金分配団体の Web サイトへのリンクを設定するなど、各資金分配団体の実行団体の公募の進捗について一般に公開します。また資金分配団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・Web サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

【事業に関する情報公開】

- ① 実行団体は、人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類を自団体の Web サイト等で一般に公開します。
- ② 実行団体は、事業の実施に伴い必要となる各種計画及び進捗等の報告について、休眠預金助成シ

システムへの入力及び登録を通じて行うことを原則とし、登録された情報のうち公開情報として登録された情報について、資金分配団体及び JANPIA は広く一般に公開できるものとします。

- ③ これらの事業の情報に関して JANPIA は、資金分配団体及び実行団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・Web サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

【情報公開に関する監督】

上記の情報公開に関する事項を実行するための措置として、当該事項について資金分配団体と実行団体との間で締結される資金提供契約に記載します。

(3) 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行

資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、実行団体に対し、以下の措置を講ずることとします。

- ① 実行団体における助成金を活用した事業または当該事業に関する財産の状況に関し、報告または資料の提出を求めること
- ② 資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、助成金を活用した事業若しくは当該事業に関する財産の状況に関し質問させ、または帳簿書類その他の物件を検査させること

なお、資金分配団体は、上記の措置のほか、総事業費の公正な活用及び事業の公正かつ適確な実施を確保するとともに、必要な体制等の整備等の履行を担保する目的に必要な措置を講じることができま

す。
JANPIA は、資金分配団体が実行団体を監督するにあたり必要な事項が、資金分配団体が実行団体を選定する際に作成する公募要領や、資金分配団体と実行団体の間で締結される資金提供契約に明記されること、当該資金提供契約において、実行団体が資金分配団体の承認を得ることなく費用間流用が可能となる範囲について定められていることを確認するものとします。

10. 外部監査の実施

決算について、外部監査が可能であれば受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

資金分配団体が必要と認める場合には、資金分配団体が助成事業に係る証憑を監査することがあります。

11. 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

- (1) 実行団体は、資金分配団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外に使用することを禁じています。
- (2) 実行団体は、本事業を実施するに当たって、資金提供契約に基づき、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産を、助成期間中及び本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間(本事業完了日の属する事業年度の終了時点で、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の残りが 5 年以内のものについては、その残りの耐用期間に相当する期間とする。)は、善良な管理者の注意を持って管理を行い、本事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施のためのみに使用するものとし、これらの事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。ただし、本財産が不動産の場合は、上記の「本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間」を「本事業完了日の属する事業年度の終了後 10 年間」に延長します。
- (3) 実行団体は、固定資産台帳その他の書類を備えて本財産を管理する必要があります。

12. 選定の取消し等

- (1) 資金分配団体は、実行団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定の取り消し、または期間を定めて実行団体における助成金を活用した事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。

- a. 助成事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき
- b. 法、民間公益活動促進業務規程若しくは同規程に基づく処分または資金提供契約に違反したとき
- c. 上記に掲げる事由のほか、助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

(2) 実行団体は、上記の規定に基づき事業の全部または一部の停止を求められたときは、その求めに応じて事業の全部または一部を停止しなければなりません。

(3) (1)の規定に基づき選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、資金分配団体又は実行団体の選定に申請することができません。

(4) (1)～(3) について、資金提供契約に定めます。

13. 助成金の返還

(1) 資金分配団体 は、以下に該当する助成金がある場合は、期限を定めてその返還を実行団体に求めることができます。

①-助成金の支払いの決定を取り消した場合において既に実行団体が支払いを受けている助成金

② 実行団体の選定を取り消された場合または助成事業の全部若しくは一部を停止された場合において取消しまたは停止に係る部分について既に実行団体が支払いを受けている助成金

(2) 資金分配団体 は、助成金の返還債務の確実な履行のための措置を講じます。

(3) (1)～(2) について、資金提供契約に定めることとします。

14. 問い合わせ先

公益財団法人佐賀未来創造基金

2021年度新型コロナウイルス対応支援助成事業 事務局

住所：佐賀市唐人2-5-25

電話：0952-26-2228

Email:info@saga-mirai.jp

コンソーシアムでの申請について

- 1) コンソーシアムを構成する団体(構成団体)から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- 2) 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、事業計画書 IV. 事業実施体制欄に記入してください。(詳細は記入例をご参照ください。)
- 3) 申請書類については、幹事団体は 5(3)に記載されている資料に加えて、以下の書類をご提出ください。
 - コンソーシアムに関する誓約書(登録印の押印が必要)
(注)別紙 1. 欠格事由に関する誓約書、別紙 2. 業務に関する確認書、別紙 3. 情報公開同意書を含む。また、幹事団体以外の各構成団体についても幹事団体と同様、以下の書類を用意し、幹事団体が構成団体ごとに zip ファイルで取りまとめたうえでご提出ください。
 - 規程類確認書
 - 役員名簿
(注)JANPIAの書式(様式6厳守)を使ってください。
- 4) 採択された場合は、資金提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。
定める内容: 構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置(JANPIA の内部通報窓口が利用可能です)、連帯責任内容、並びに運営規則等
- 5) 「コンソーシアム協定書」作成の際には「コンソーシアム協定書(ひな形)」「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- 6) 当該協定書の写し(コピー)は参考資料として資金提供契約の締結時に資金分配団体に提出していただきます。